

介護給付費過誤申立ての 電子申請についてのご案内



台東区への介護給付費過誤申立てについて、電子申請の運用がスタートしました。

今後、過誤申立ての受け付けを、原則電子申請のみとする運用も検討しておりますので、ぜひご活用ください。(窓口・郵送・FAXでも、引き続き受け付けします。)

電子申請について

「東京共同電子申請・届出サービス」のWebページから、お手持ちのPC・スマートフォンで申請することができます。

「東京共同電子申請・届出サービス」を初めて使う場合は、IDを取得する必要があります。

(下記参照)

アクセス方法

★介護給付費過誤申立ての電子申請 URL

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1603782500853>

こちらのバーコードを読み取って
アクセスすることもできます。



(参考) 申請者IDの登録手順 (PC用)

上記URLへアクセスし、以下の手順で「申請者情報登録手引書」を参照し、申請者IDを登録してください。

1 「サービスストップへ」をクリックします。

2 「はじめて利用する方」をクリックします。

3 「手順4 申請者IDの登録を行う」から「申請者情報登録手引書」を読み、申請者IDを登録してください。

※「東京共同電子申請・届出サービス」を過去に使用し、申請者IDをすでに登録している場合は、改めて登録する必要はありません。

ただし、申請者IDを台東区に登録していない場合は、申請者情報の変更が必要となります。

詳しくは、「申請者情報登録手引書」のP6からをご参照ください。

次ページの注意事項も
必ずお読みください。

注意事項

①過誤申立ての提出期限は毎月20日です。(20日が閉庁日の場合はその前開庁日。提出期限は窓口・郵送・FAX・電子申請いずれも共通です。)

提出期限を過ぎて提出されたものについては、翌月処理となります。

②電子申請を行えるのは、介護給付費の過誤申立てのみです。総合事業サービス給付費の過誤申立てについては、電子申請では行えませんので、引き続き窓口・郵送・FAXでご提出ください。

※生活保護単独被保険者(被保険者番号が「H」から始まる被保険者)に係る請求及び障害福祉サービスの過誤申立てについては、介護保険課では受け付けできません。

③国保連の審査が通った請求分のみ過誤申立ての対象となります。過誤申立てをする前に、当該請求分が国保連の審査を通っていること(返戻となっていないこと)を確認してください。

※電子申請にて、過誤申立ての内容に不備がある場合は受け付けできません。差し戻しとなりますのでご注意ください。

※過誤申立ての内容不備が非常に多くなっています。下記「過誤申立て よくある不備」も併せてご確認ください。

過誤申立て よくある不備

注意

⇒国保連への請求月(審査月)と同じ月に過誤申立てを提出している。

(例:12月10日に国保連へ請求した分について、12月18日に過誤申立てを提出している。)

⇒国保連への請求月(審査月)と同じ月に過誤申立てはできません。翌月以降、国保連の審査が通ったこと(返戻となっていないこと)を確認した後に提出してください。

⇒提出された過誤申立てのサービス提供年月において、給付実績が確認できない。

(例:令和2年12月提供分の過誤申立てが提出されているが、台東区(保険者)にて当該月の給付実績が確認できない。)

⇒国保連の審査で返戻となっている可能性があります。請求状況を確認してください。返戻となっていた場合は、正しい情報で再請求してください。(過誤申立ての必要はありません。)

※過誤申立てを提出する前に、返戻となっていないかを必ず確認してください!

⇒申立事由コードの様式番号(前2桁)が誤っている。

(例:様式番号が「サービス種類コード(訪問介護=11など)」になっている。)

⇒様式番号は「サービス種類コード」とは異なります。また、要介護者⇔要支援者で様式番号が変わります。別添の「過誤申立事由コード」をご参照ください。

※電子申請では、様式番号をサービス種類等から選択できます。

(担当) 〒110-8615 台東区東上野4-5-6
台東区 介護保険課 給付担当
TEL: 03-5246-1249
FAX: 03-5246-1229